

今治市建設工事低価格入札者排除措置要領

平成27年12月22日制定

今治市要領

(目的)

第1条 この要領は、今治市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「市工事」という。）における一般競争入札、指名競争入札及び競争見積（以下「競争入札」という。）における公正な競争と品質を確保するため、市工事の競争入札において繰り返し低価格の入札を行う者に対して、市工事の競争入札から排除するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要領の規定は、競争入札において、今治市低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格及び今治市最低制限価格制度実施要領に定める最低制限価格を下回る価格で入札（以下「低入札」という。）を行った者（開札後に失格となった者を含む。以下「低入札者」という。）に適用する。

2 特定共同企業体が低入札を行った場合については、当該特定共同企業体の各構成員を低入札者として取り扱うものとする。

(注意喚起)

第3条 市長は、低入札の再発を防止するため、低入札者に対して、低価格入札に係る注意喚起について（別記様式第1号）により注意喚起を行うものとする。

(排除措置の対象となる低入札の回数)

第4条 市長は、当該年度において、累積回数2回以上の低入札を行った者（以下「排除措置対象者」という。）に対して、競争入札からの排除（以下「排除措置」という。）を行うものとする。

2 共同企業体が低入札を行った場合は、その代表者にあつては1回、代表者以外の構成員にあつては当該共同企業体に出資した割合の低入札を行ったものとする。

3 排除措置期間満了後は、排除措置対象者に対する低入札の累積回数は消滅するものとする。

4 低入札の累積回数は、当該年度の終了をもって消滅するものとする。

(排除措置期間等)

第5条 排除措置期間は、排除措置対象者が累積回数2回以上の低入札を行った案件の開札日（次項において「基準日」という。）の翌日（当該日が、今治市の休日を定める条例（平成17年今治市条例第2号）第1条第1項に規定する日に当たるときは、市の休日の翌日）から開始する。

2 排除措置期間は、基準日における低入札の累積回数が2回であるときは3月とし、累積回数

が3回以上であるときは、3月に3回以上の低入札1回につき1月を加算した期間とする。ただし、排除措置期間は、6月を限度とする。

(通知)

第6条 市長は、排除措置対象者に対し、競争入札への入札参加制限について(別記様式第2号)により、入札から排除する旨を通知する。

(排除措置)

第7条 排除措置対象者は、排除措置期間内において、次の各号に掲げる行為を行うことができない。

- (1) 一般競争入札において、入札に参加すること。
- (2) 契約担当課が発注する指名競争入札及び競争見積において、指名を受けること。
- (3) 共同企業体の代表者又は構成員として競争入札に参加すること。

2 排除措置対象者が行った排除措置期間内に開札する競争入札の入札は、無効とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月1日今治市要領)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

様

今治市長

低価格入札に係る注意喚起について

年 月 日に開札を行った下記案件について、貴社の入札は
調査基準価格

を下回りましたのでお知らせします。

最低制限価格

なお、本市が発注する建設工事の競争入札において（当該年度内に）2回以上低価格での入札が行われた場合は、今治市建設工事低価格入札者排除措置要領に基づき、3月以上の間本市が発注する工事の入札に参加できなくなりますので注意してください。

記

- 1 工事番号
- 2 件名
- 3 履行場所
- 4 予定価格（税抜き） 円
- 5 調査基準価格（最低制限価格）（税抜き） 円
- 6 貴社の入札金額（税抜き） 円

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

今治市長

競争入札への入札参加制限について

この度、貴社については、今治市建設工事低価格入札者排除措置要領第4条の排除措置対象者に該当したため、下記の期間、本市が発注する建設工事の競争入札に参加できないこととなりますのでお知らせします。

記

排除措置期間 年 月 日～ 年 月 日